

令和8年度 高齢者新型コロナウイルス感染症予防接種のお知らせ

八戸市では、新型コロナウイルス感染症予防接種を受託医療機関で実施しております。

新型コロナウイルス感染症予防接種は、接種を受ける法律上の義務はなく、かつ、自らの意思で接種を希望する方が行うものです。

接種を希望される方は、次の事項に注意して、健康状態のよい時に受けましょう。

1. 接種対象者

八戸市に住民登録をしている方で次のいずれかに該当する方

(1) 接種日において満65歳以上の方

(2) 接種日において満60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害*を有する方

*身体障害者手帳1級相当

※昭和36年10月2日～昭和37年2月1日生まれの方は、65歳の誕生日の前日から接種することができます。誕生日より前(64歳の時)に接種した場合は、全額自己負担となりますので御注意ください。

2. 実施期間

令和8年10月1日(木)～令和9年1月31日(日) ※受託医療機関の休診日を除く

上記期間外の接種は**全額自己負担**となります。

3. 接種場所

令和8年度わが家の健康カレンダーの医療機関名一覧(22～26ページ)または市のホームページを御覧ください。

4. 接種料金

自己負担額 7,800円

市民税非課税世帯または生活保護世帯の方は、自己負担免除(0円)の対象になります。

免除の対象者や手続きの詳細については、裏面を御覧ください。

5. 接種回数

実施期間中に1回

6. 接種時に必要なもの

- ・ 予診票と ①市へ事前に申請し、自己負担0円または7,800円の予診票の発行を受けた方
接種済証 ②生活保護世帯の方で、市から個別送付された専用の予診票をお持ちの方
※上記①、②以外の方は、医療機関にある予診票をお使いいただきます。
- ・ 本人確認書類(マイナンバーカードなど)
- ・ 接種料金
- ・ 身体障害者手帳(満60歳以上65歳未満の方で手帳をお持ちの方)

裏面: 自己負担免除の手続き等について

「自己負担免除の手続き等」について

●市民税非課税世帯の方

自己負担の免除を希望する方は、必ず接種前に申請手続きを行ってください。
接種後の払い戻しはいたしませんので御注意ください。

- ① 申請受付 **令和8年10月1日（木）から令和9年1月29日（金）まで
（土日祝・年末年始除く）**
- ② 申請場所
- ・ 総合保健センター（田向）
 - ・ 南郷事務所
 - ・ 各市民サービスセンター
- } 予診票のお渡しに10日間ほどかかります。
- ③ 申請方法 必ず接種前に「自己負担免除申請書」を提出してください。
要件に該当する方には、0円の予診票を発行します。（代理申請可）
申請書は、保健予防課・南郷事務所・市民サービスセンター・受託医療機関に置いているほか、市ホームページからダウンロードしていただくこともできます。
- ④ その他 令和8年1月2日以降に八戸市へ転入された方は、前住所地の課税状況の確認できるもの（非課税証明書等）が必要です。

●生活保護世帯の方

65歳以上の方へ個別送付する専用の予診票を使って、**無料**で接種できます。
紛失された方、届かない方及び60歳から65歳未満の方で、接種対象の要件に該当する方は保健予防課へ御連絡ください。
接種時は、専用の予診票と、本人確認ができるものを医療機関へお持ちください。

【お問合せ先】

〒031-0011 八戸市田向三丁目6番1号

八戸市総合保健センター3階

八戸市保健所 保健予防課

TEL：0178-38-0715 FAX：0178-38-0736